

「フレスタ警固屋店・ウォンツ警固屋店・ポイント呉警固屋店」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フレスタ警固屋店・ウォンツ警固屋店・ポイント呉警固屋店

所在地 呉市警固屋四丁目223番10外

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者	開店時間	閉店時間	備考
株式会社フレスタ	午前9時00分	午後10時00分	
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー 西日本	〃	〃	
株式会社タカミヤ	〃	〃	ただし、土・日・祭日は午前4時00分より開店。

【変更後】

小売業者	開店時間	閉店時間	備考
株式会社フレスタ	午前9時00分	午後10時00分	
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー 西日本	〃	〃	
株式会社タカミヤ	午前0時00分	翌午前0時00分	※欄外

※ただし、月曜日から木曜日は午後8時～翌午前9時まで、金曜日は午後9時から翌午前4時、土曜日は、午後9時～翌午前4時、日曜日及び祭日は午後7時～翌朝午前4時まで（ただし、翌日が平日の場合は、翌午前9時まで）、セルフレジによる無人営業の形態をとることとする。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前8時30分～午後10時30分
2	〃
3	〃

※ただし、土・日・祭日は午前3時30分から午後10時30分まで

【変更後】

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前0時00分～翌午前0時00分
2	〃
3	〃

- 3 変更する年月日
令和5年10月10日
- 4 変更する理由
顧客の満足度の向上のため、営業時間を延長。
- 5 届出年月日
令和5年10月4日
- 6 届出等の縦覧場所
呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）
- 7 届出を縦覧することができる期間及び時間帯
 - (1) 期 間 令和5年10月6日から令和6年2月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (2) 時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から次の提出期限までに、市に対し意見を提出することができます。
 - (1) 提出期限
令和6年2月6日
 - (2) 提出先
呉市産業部商工振興課